

仕事を辞めた／収入が減ったことにより、  
家賃の支払いにお悩みの方へ



# 住居確保給付金のご案内

離職、自営業の廃止または休業などで収入減少により、経済的に困窮し、住居を失うおそれがある方などに対して、家賃相当分の給付金を支援する制度です。

## 住居確保給付金の支給額

次の金額を上限として、家賃の実費分について支給します。

- ・ 単身世帯 41,000円
- ・ 2人世帯 49,000円
- ・ 3～5人 53,000円

- ※ 6人以上はお問い合わせください。
- ※ 月の収入により、支給額が変更になることもあります。
- ※ 原則、鎌ヶ谷市から不動産媒介業者へ直接振り込みます。

滞納せずに  
すみそうだ！



### ○支給要件（次の①～⑧の全てに該当する方が対象です）

- ① 住居を喪失している、または喪失するおそれがある方。
- ②-1 申請日において、離職や廃業の日から2年以内である方（例外あり）
- ②-2 個人の責に帰すべき理由・都合によらない就労機会等の減少により、離職又は廃業と同等程度状況にある方。
- ③ 離職等の日、または申請日においてに主たる生計維持者である方。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の月の収入の合計額が次の下表の収入基準額以下である方。
- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する方の預貯金の合計額が次の下表の預貯金上限額以下である方。
- ⑥ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方。または、事業再生に向けて経営相談をする方。（裏面参照）
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない方。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない方。

### 基準額表

世帯人数	収入基準額（月額）	預貯金上限額
1人	122,000円 【81,000円+家賃月額（上限41,000円）】	486,000円
2人	172,000円 【123,000円+家賃月額（上限49,000円）】	738,000円
3人	210,000円 【157,000円+家賃月額（上限53,000円）】	942,000円
4人	247,000円 【194,000円+家賃月額（上限53,000円）】	1,000,000円
5人	285,000円 【232,000円+家賃月額（上限53,000円）】	1,000,000円

# 支給期間

原則3ヶ月（要件を満たせば最大9ヶ月）

活動頑張るぞ！



## 受給中のお願い

受給するためにはその人に応じた求職活動を行う必要があります。  
必要な求職活動についてご確認ください。

※ 現在就業中の方も副業や転職を視野に就業機会の増加を図ることが必要となります。

### 公共職業安定所等での求職活動

- ① 公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談  
（月4回以上）
- ③ 公共職業安定所等での職業相談  
（月2回以上）
- ④ 企業等への応募  
（原則週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談など）

※ 自営業者であっても、実質的に被雇用者と同様と考えられる条件で働いている者も含まれます。

### 経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動

- ① 経営相談先への相談申込み
- ② 自立相談支援機関での相談  
（月4回以上）
- ③ 経営相談先での経営相談  
（原則月1回）
- ④ 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組  
（月1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

## 再支給について

原則1人1回の受給ですが、住居確保給付金受給終了後、常用就職または増収したのちに、会社都合による離職や倒産、休業等をやむを得ない減収をした場合に、支給終了後から1年を経過し、支給要件を満たせば再支給が可能な場合もありますので、過去に受給されていた方は、市役所社会福祉課までご相談ください。

※その他、受給するための条件がありますので、まずはご相談ください。

市役所



### ○お問い合わせ

鎌ヶ谷市役所 総合福祉保健センター 4階  
健康福祉部 社会福祉課（生活支援相談窓口）  
TEL：047-445-1266（直通）



詳しい住居確保給付金についてはこちら →

